

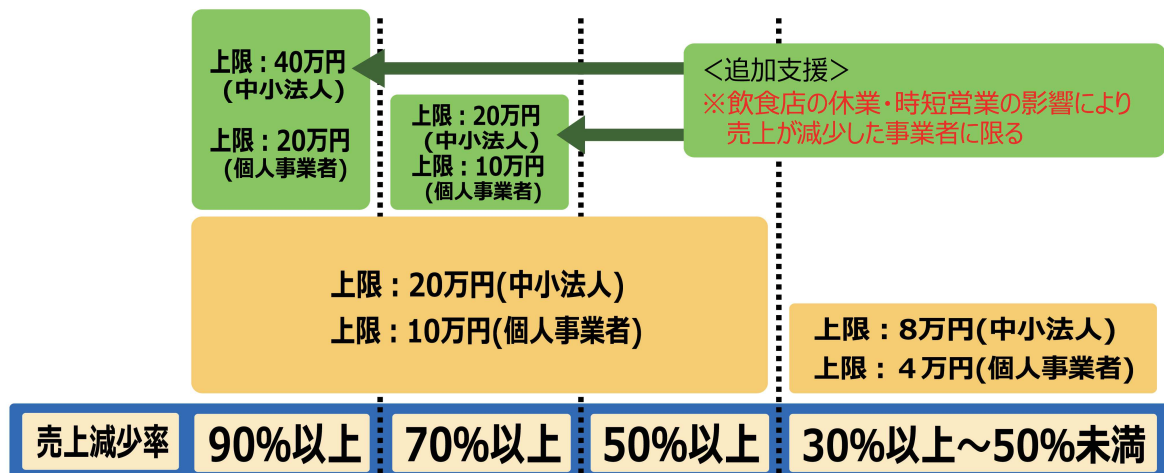
頑張る中小事業者 月次支援金 をご活用 ください!

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国の緊急事態措置等や
広島県の集中対策の影響(飲食店の休業・時短営業、外出自粛等)により、
売上が減少した県内中小事業者の皆様を幅広く支援します!

申請期間
(当日消印有効)

【1月分】2022年2月1日(火) ~ 3月31日(木)
【2月分】2022年3月1日(火) ~ 4月30日(土)

給付額 (1事業者当たり)



算出
方法

給付額 = 2019年から2021年のいずれかの対象月の売上 - 2022年の対象月の売上

対象者

広島県内に本社・本店のある中小法人、個人事業者

- 緊急事態措置等や広島県の集中対策実施に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響により売上が **30%以上減少**していること。
- 「広島県感染症拡大防止協力支援金」の給付対象の方は **受けられません** (月ごとに判断します)。

対象事業者の一例、よくあるご質問、申請についてはウラ面へ

対象事業者の一例

飲食店の休業・時短営業の影響を受けた事業者	食材、食品、酒類（販売・製造）、飲料、割り箸、おしぼり、清掃、花などの財・サービスの供給事業者
外出自粛等の影響を受けた事業者	・観光関連事業者（宿泊、バス・タクシー、土産物店など） ・対人サービス事業者（理美容、クリーニング店、マッサージ店など） ・県の協力支援金の対象外となっているカフェや純喫茶（酒類を提供していない、閉店時間が20時以前の店舗）

※対象月にまん延防止等重点措置区域内の時短等要請対象となっている飲食事業者は、「広島県感染症拡大防止協力支援金」の給付対象ですので、申請できません。

よくあるご質問

Q1 申請書はどこで手に入りますか？ 郵送以外に申請方法はありますか？

A1 ホームページより申請書等のダウンロードができます。印刷が困難な場合は、コールセンターやホームページより書類の送付を申し込めます。郵送申請以外にも、ホームページよりオンライン申請ができます。

Q2 上記「対象事業者の一例」にある業種以外の事業者も給付対象となりますか。

A2 例示されている業種以外でも、緊急事態宣言等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、2022年対象月の売上が2019年から2021年のいずれかの同月と比べて30%以上減少していれば、給付対象になり得ます。

Q3 売上減少率が「90%以上」又は「70%以上90%未満」で追加支援の対象となるのはどのような場合ですか。

A3 緊急事態措置等の適用に伴う、飲食店の休業・時短営業の影響を受けて売上げが「90%以上」又は「70%以上90%未満」減少した事業者です。

Q4 追加支援の発表前に1月分の申請を行いました。修正や再提出は必要でしょうか。

A4 すでに1月分を申請済の場合についても、センターにて書類を確認し、条件を満たしている場合は、追加支援分を含んだ金額で給付しますので、基本的に修正や再提出は必要ありません。

詳しくは、ホームページまたは申請要領をご覧ください。
ご不明な点はお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

コール
センター

☎082-248-6853

月～金 9:30～17:00

(土・日・祝日除く)

頑張る中小事業者月次支援金センター

申請要領、申請書のダウンロード、
オンライン申請はこちらで検索

広島県 頑張る中小事業者月次支援金

検索



2022. 2. 8